

様式2

随意契約結果表(委託等契約)

| | |
|---------------|---|
| 所属名 | 福祉保健部医務課 |
| 契約締結年月日 | 令和7年4月1日 |
| 契約者名 | 公益社団法人山梨県看護協会 |
| 契約名 | 看護職員資質向上研修事業委託契約 |
| 契約金額 (税込み) | 2,670,457円 |
| 随意契約理由 | <p>平成11年4月1日、近年の少子高齢化の進展や疾病構造の変化による医療の高度化・専門性に対応し、国民の要望に応じることができる資質の高い看護職員に資することを目的とし「看護職員資質向上推進事業実施要綱」が制定された。それを受け、①看護研究研修「看護研究実践コース」、②看護職員専門分野研修「保健師対象コース」「助産師対象コース」「施設内教育の展開」「看護の質・政策論」「中間管理職対象研修」「看護倫理」、③准看護師研修「キャリアアップ研修」、④地域連携研修「退院調整研修」の研修を実施することとした。</p> <p>公益社団法人山梨県看護協会は、昭和21年「山梨厚生協会」として発足し、平成13年には新看護教育研修センターを竣工して看護職員の資質向上を図るための研修等を実施している。県下の看護職員が加入する職能団体として、県内看護職員の状況が把握できており、また、看護研修センターにおける多くの研修事業の実績から研修の講師として適切な人材を選定することが可能であり、日本看護協会の下部組織であることから必要に応じて県外講師の紹介を受けることも可能である。</p> <p>看護職の資質向上を図るための研修を委託するにあたり、当該団体は、本事業を適正かつ確実にを行うことのできる県内唯一の団体であると考えられることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、公益社団法人山梨県看護協会と随意契約を締結し、山梨県財務規則第137条第3項の規定により見積合わせを省略することとする。</p> |
| 随意契約の適用条項 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |